



福県医発第1907号（地）

平成22年12月24日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

（公印省略）

医療法に基づく医療機能情報の報告について（お知らせ）

福岡県保健医療介護部長より標記報告につきまして、医療機関に別紙のとおり直接通知された旨連絡がありました。

つきましては、当該報告について会員医療機関よりお問い合わせのあった際は、ご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎

会長 蒲池 壽

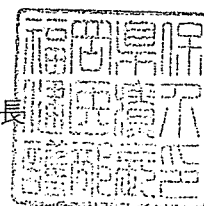
福岡県より既に通知が参っていることと存じますが、医療機能情報の報告をお願いいたします。

22医指第2402号
平成22年12月1日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長
社団法人福岡県助産師会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

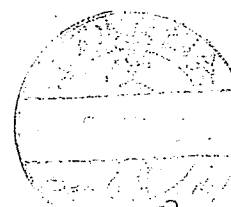


医療法に基づく医療機能情報の報告について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添（写）のとおり県内の各病院、診療所及び助産所に対して医療機能情報の報告を依頼しますのでお知らせします。

つきましては、当該報告等について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。





各医療機関管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
(医療指導係)

医療法に基づく医療機能情報の報告について（依頼）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療法第6条の3の規定に基づき、各医療機関（病院、診療所、助産所）は医療機能情報（診療科目や診療時間等）を県へ毎年報告することが義務づけられています。

つきましては、下記1、2のいずれかの方法により平成22年度の報告をお願いします。

記

1 インターネットの接続環境にある場合

（※インターネットに接続しているパソコンであればどこからでも報告できます。）

各医療機関は平成22年10月1日現在の医療機能情報を「ふくおか医療情報ネット」にアクセスし、平成23年1月21日（金）までに以下の報告手順に従い、報告（入力）してください。

なお、報告された情報はそのまま公表することとなりますので、正確かつ適切な情報の提供をお願いします。

※報告手順

- ①「ふくおか医療情報ネット」（<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/>）のトップページを開く。
- ②画面右上の「関係者ログイン」ボタンをクリックする。
- ③同封のパスワード票に記載されている「機関コード」と「パスワード」を入力する。
（※昨年、パスワード等を既にパソコンに保存している場合は⑤へ進む。）
- ④地図情報を確認の上、「登録ボタン」をクリックする。
- ⑤「管理情報」内の「医療機能情報登録」をクリックする。
- ⑥各項目の「入力」ボタンをクリックし、内容を入力（確認）のうえ、「更新」ボタンを必ずクリックする。
- ⑦全ての項目が「入力済」であることを確認のうえ、「入力完了」ボタンをクリックする。
- ⑧「入力完了確認画面」が表示され、報告が完了します。

2 インターネットの接続環境にない場合

当課から別途、調査票を送付しますので、別紙「FAX送信票」に必要事項の記入のうえ、当課宛に送信してください。

3 その他

- (1) 基本情報の変更